参考

「オンライン診療」を行う医療機関の届出

病院又は診療所の開設の許可を受けた者又は診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、開設から10 日以内に所在地の都道府県知事等に届け出なければならない事項として、「その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨」が追加されました。

【注　意】

令和8年4月1日時点で、勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行っている病院又は診療所については、令和9年3月31日までの間は、変更の届出を要しません。ただし、令和9年4月1日以降に、オンライン診療を行う場合は、届け出る必要があります。

届出の種類	提出期限
病院（診療所）開設後届（第30号）（医療法施行令第４条の２第１項）	開設後10日以内
病院（診療所）開設後届出事項変更届（第31号）（医療法施行令第４条の２第２項）	変更後10日以内
診療所の開設届（第９号）（医療法第８条）	開設後10日以内
診療所開設届出事項変更届（第28号）（医療法施行令第４条第３項）	変更後10日以内

「オンライン診療受診施設」に係る届出

「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設を言います。

	届出の種類	備考
オンライン診療受診施設を設置した場合	オンライン診療受診施設設置届出書（医療法第8条第2項）	※設置届出時又は設置後1ヶ月を目途にオンライン診療受診施設向け「チェックリスト」を提出すること
届出事項を変更した場合	オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（医療法第30条の2、同施行令第4条第1項・第3項及び第4項・第4条の2第2項、同施行規則第2条第3項・第3条第2項）	
オンライン診療受診施設を休止又は再開した場合	オンライン診療受診施設休止・再開届出書（医療法第8条の2第2項）	
オンライン診療受診施設を廃止した場合	オンライン診療受診施設廃止届出書（医療法第9条第1項）	
設置者が死亡又は失そう宣告を受けた場合	オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書（医療法第9条第2項）	